実質化された人・農地プラン

（注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
菰野町	奥郷地区	令和3年3月3日	平成 31 年3月 31 日

1. 対象地区の現状

①地区内の耕作面積		35．8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		21．8ha
③地区内における 75 才以上の農業者の耕作面積の合計		7．8ha
	ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3．4ha
	ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0．1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		3．5ha
（備考）		

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10 年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「〈参考〉中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注 4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2. 対象地区の課題

年齢、病気などで他地区の農地を返し始めている中心経営体が2経営体あるが、まだ農地を借り入れて耕作が可能な中心経営体が2経営体存在している。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、年齢、病気などで農地縮小した2経営体については、当該地区にて出来る限り耕作を続けてもらい、農地を借り入れて耕作が可能な中心経営体2経営体に今後農地の集約を図る。他地区でも耕作を出来なくなった経営体があったら、応援に入ることは可能である。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。